

宇都宮市に住む新婚世帯の 新生活を応援します！

宇都宮市で新生活をスタートさせるご夫婦に
住宅購入費や賃貸住宅の家賃，引越費用などを補助します

夫婦ともに39歳以下

最大30万円

夫婦ともに29歳以下

最大60万円



宇都宮市 結婚新生活支援事業

申請期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日まで

※申請が予算額の上限に達した時点で受付を終了することがありますので，事前
にご相談ください

※持参または郵送により受付

- 主な要件
- ・ 令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届が受理された夫婦
 - ・ 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下
 - ・ 夫婦の令和5年分の所得の合計金額が500万円未満
 - ・ 「宇都宮市立地適正化計画」に設定する居住誘導区域に居住

※ くわしくは裏面をチェック

◆ 申請・問い合わせ先 ◆

申請を希望される方は事前にご相談ください

宇都宮市 魅力創造部 都市ブランド戦略課

〒320-8450 宇都宮市旭1丁目1番5号 ☎ 028-632-2115

【補助金要件該当チェックリスト】

以下の要件全てに✓が入れば、この補助金を受けられる可能性があります

- ☐ 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ☐ 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下(※1)
(※1) 年齢の計算については、「年齢計算に関する法律第2項」及び「民法第143条」に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。
例：昭和60年4月1日生まれの方は令和7年3月31日に40歳になります
- ☐ 夫婦の令和5年分の所得の合計金額が500万円未満(※2)
(※2) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除します
- ☐ 申請時において、自治会に加入している
- ☐ 「宇都宮市立地適正化計画」に定める「居住誘導区域」に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている
- ☐ 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を所有していない
- ☐ 過去に本市及び他自治体において、この制度(※2)に基づく補助を受けたことがない
(※2) 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」
- ☐ 本市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用等の補助を受けていない
- ☐ 夫婦のいずれもが市税の滞納がない
- ☐ 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団員等ではない

【補助対象経費】

令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った下記の費用について

1世帯あたり30万円、婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに29歳

以下の場合には**1世帯あたり60万円**まで補助します



- ◇ 住宅の購入費（土地の購入費は除く）
- ◇ 賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ◇ 引越業者等への支払った実費
- ◇ 住宅のリフォーム費

申請書類やその他詳細は、宇都宮市ホームページをご覧ください

市ホームページQR

